ツミ谷四二一の一、新見市神郷油野字中ノ沢八一七の二、八一八の二、八一九の二、八二〇の二、八二二、字シノソウリ八二三の二、八二四の二、八二五の二、字岩ブシ八二六の二、字水ノ口八三〇の二、八三一の二、字水舟ソラ九九七の二、一〇二八の二、一〇二九の二、字道ノ上一〇三一の二、字京坊二九〇三の一、二九〇三の第一、二九〇三の第二、二九〇三の六から二九〇三の一六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市桑下字いや垰一四六の一、一四六の一九から一四六の二一まで、一四六の二三、一四六の二四、一四六の二六から一四六の二九まで、一四六の三一、一四六の三三、一四六の三四、一四七、字大ケ垰一四八、字成水三五〇の一、三五〇の五から三五〇の一五まで、三五〇の一七から三五〇の二三まで、三五〇の三八、四七五の一、四七六、四七七の一、四七八、四七九の一、四八八の一、字焼寺四三三の一、四三三の七から四三三の一五まで、五〇五の二から五〇五の五まで、字才の神四三四の一、四三四の五、四三四の六、四三四の一二から四三四の一四まで、五一四の二、五一四の一七、五一四の一八、字大平四五九の一、四五九の四から四五九の二一まで、四五九の二七から四五九の三〇まで、字勝負山四八九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百六十九号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第九号を削る。

別表中「別表（第八号及び第九号関係）」を「別表（第八号関係）」に改め、青森県道八戸野辺地線の項及び茨城県道日立中央インター線の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年九月一日から施行する。

○観光庁告示第十四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光バス株式会社（登録研修機関第二十七号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月三十一日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	村瀬　新一
変更後	加藤　信貴

二　変更の年月日　平成二十三年六月八日

国会事項

衆　議　院

質問書提出

八月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

過去最悪のナラ枯れ被害の対応に関する質問主意書（木村太郎提出）

軽油引取税の免税制度に関する質問主意書（木村太郎提出）

日本郵政グループの平成二十三年三月期決算に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

原子力発電所事故による牛乳・乳製品販売事業者への影響に関する質問主意書（高市早苗提出）

ガソリン販売価格差と地方のＳＳ廃業に関する質問主意書（高市早苗提出）

世界陸上等の国際イベントにおける韓国による政治プロパガンダ行動に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博提出）

羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博提出）

東日本大震災により被災した民間医療機関への公的支援に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

東日本大震災におけるみなし仮設住宅の契約手続きに関する質問主意書（秋葉賢也提出）

報告書受領

八月二十九日国と地方の協議の場議長枝野幸男から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第一回臨時会合）における協議の概要に関する報告書

会議

八月三十日（火曜日）　午後一時　本会議

参　議　院

会議

八月三十日（火曜日）　午後一時三十分　本会議

議案受領（予備審査）

八月二十九日衆議院から次の議案が送付された。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅外二名提出）（衆第三一号）

アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸外二名提出）（衆第三二号）

議案送付（予備審査）

八月二十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（鶴保庸介外二名発議）

質問主意書提出

八月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

診療報酬改定における復興特例加算新設に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二八一号）

後発医薬品の薬価基準収載、販売名等に関する質問主意書（藤井基之提出）（第二八二号）

質問主意書転送

八月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

農林水産物の放射性物質汚染への対処法に関する質問主意書（上野通子提出）（第二六七号）

核拡散防止条約（ＮＰＴ）再検討会議の日本招致と日本の役割の発揮に関する質問主意書（加藤修一提出）（第二六八号）

福島県会津地方集中豪雨の際のダムの放水操作に関する質問主意書（森まさこ提出）（第二六九号）

国民年金第三号被保険者の障害年金の受給権に関する質問主意書（田村智子提出）（第二七〇号）

医療用麻薬製剤に関する質問主意書（藤井基之提出）（第二七一号）

東日本大震災の被災地における浄水機能の復旧等の災害復旧事業のあり方に関する再質問主意書（秋野公造提出）（第二七二号）

国境離島の保全に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二七三号）

報告書受領

八月二十九日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第一回臨時会合）における協議の概要に関する報告書を受領した。